

山桜会会則変更のお知らせ

会則委員長 香山 恭慶

去る1月18日午後5時より、日航ホテル大阪において山桜会臨時総会が開催されました。席上、会長が年会費導入の必要性およびそれに伴う会則改正の詳細な趣旨説明をしたのち、山桜会会則改正(案)を議場に諮ったところ、何等異義なく満場一致をもって承認可決されました。会則の変更箇所については後記「会則新旧対照表」のとおり。

また年会費納入に関する規定である「山桜会会費規約」については、会則変更を条件にしてあらかじめ平成14年10月12日開催の理事会において承認されていたことから、平成15年1月18日をもって発効いたしました。

会則新旧対照表

変更前

第3章 会 員

第5条
本会会員を分けて特別会員正会員とする。
1. 卒業者を正会員とする。
2. 教員ならびに旧教員を特別会員とする。
3. 中途退学者については、理事会の承認を経て正会員とすることができる。

第6条
正会員は、卒業時に終身会費を納入する。その額は理事会で決定する。理事会の承認を経て正会員となった者の会費は、理事会で定める。

第7章 附 則

第24条
この改正会則は平成12年5月28日より実施する。

変更後

第3章 会 員

第5条
(省略)

第6条
前条1号および3号の正会員は、入会費および年会費を納入する。
前項の内容については理事会で決定する。

第7章 附 則

第24条
この改正会則は平成15年1月18日より実施する。

追手門学院校友会山桜会会費規約

第1条(目的)

本規定は、追手門学院校友会山桜会(以下「山桜会」という)会則第6条に定める会費に関する事項について定める。

第2条(適用範囲)

この規約の適用を受けるものは、会則第5条1号に定める正会員(以下「1号正会員」という)および同条3号に定める正会員(以下「3号正会員」という)とする。

第3条(入会費)

1号正会員は、入会費として卒業時金30,000円を納付する。
3号正会員は、入会費としてその資格を得た後速やかに金30,000円を納付する。

第4条(年会費)

1号正会員および3号正会員のうち、4月1日を基準日として満23歳以上の者は毎年1回年会費として金3,000円を納付する。
前項にかかわらず、やむをえない事由につき理事会の承認がある場合はこの限りではない。

第5条(納入方法)

第3条および第4条に定める会費の納入手続、納入時期については、会長が定める。

第6条(規約の改廃)

本規約の制定及び改廃は、理事会の承認を要する。

第7条(附則)

本規約は山桜会会則の変更を条件として平成15年1月18日より適用する。

以上

年会費お振り込みのお願い

副 会 長 川 口 正 弘
財務委員長 石 津 良 行

山桜会会員の皆様方には如何お過ごしでしょうか。日頃は会の運営にご協力いただきまして誠に有り難うございます。

さて、この不景気の折りに会員の皆様方にご負担をおかけするのをお願いをしなければなりません。山桜会ではこの度、年会費制を導入することになりました。少子化にともない将来卒業生が減少し、今迄卒業時に頂いていた終身会費だけでは会の運営が出来ない事態に陥る事が予想されます。収入減を補い、会の活動資金を確保することが目的で、今迄頂きました終身会費を入会金と位置づけ、今後3千円の年会費をいただくことになりました。

山桜会の正副会長及び各委員長で組織する正副・委員長会議では、約2年前から会

費導入の議論がなされ、昨年の理事会で承認され、1月18日(土)の新年会前の臨時総会で満場一致の賛成をうけて成立いたしました。年会費の額は、会員の皆様方より幅広くお振り込みいただけます金額として3千円とさせていただき、お支払い方法も色々検討させていただきました結果、全国の郵便局及びコンビニエンスストアでお振り込みいただけるコンビニネットを採用することになりました。初期の導入費用は少しかかりますが、会員の皆様方にご不便をかけないようにと考えさせていただきました。会報に同封させていただきました用紙にてお振り込みを切にお願い申し上げます。(振込料は山桜会負担となっております)

我々山桜会役員は常にボランティア精神を持ち、理事会・評議委員会でも夜6時30分頃から始まるにもかかわらず食事の用意はいたしておりません。評議員の中には夜遅くなる会議なのに食事が出さないのかと批判する人もいるようですが、一人一食数百円の食事代も年間にすれば総額数十万円になり、活動資金を圧迫しかねないからです。今後山桜会の会費がいかにも有効に使われているかを常にチェックしていくのが財務委員会の努めと考えております。皆様方より頂きました会費を無駄遣いなく、有意義に使わせていただくことを誓い、会員の皆様方への会費お支払いのお願いとさせていただきます。お振り込み宜しくお願い申し上げます。

弁護士法人
川原総合法律事務所
Kawahara Law Office

弁護士 川原俊明
(小71・中高14期)

〒530-0047 大阪市北区西天満2丁目10番2号 幸田ビル8階
TEL:06-6365-1065(代表) FAX:06-6365-7265
E-mail:kw-law@smile.ocn.ne.jp
http://www.kawahara-law.gr.jp

深田司法書士事務所

司法書士 **深田 壮**
(小82期・大手前中25・茨木高25期)

〒540-0012 大阪市中央区谷町2丁目 2-29
(大阪法務局南・司法書士センター内)
TEL 06-6941-6920 FAX 06-6941-6930

森田和明法律事務所

弁護士 **森田 和明**
(小72期・中高15期)

〒530-0047 大阪市北区西天満6丁目3番11号
梅田ベイス・ワン6階606号
TEL 06-6361-8613 FAX 06-6361-8617